

# 利用者負担の仕組みと軽減策

利用者負担は現在、サービス量と所得に着目した負担の仕組み(自己負担と所得に応じた負担上限月額の設定)となっています。  
定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

## ■利用者負担に関する配慮措置

	入所施設利用者 (20歳以上)	グループホーム 利用者	通所施設(事業) 利用者	ホームヘルプ 利用者	入所施設利用者 (20歳未満)	医療型施設利用者 (入所)
自己負担	利用者負担の月額負担上限額設定(所得段階別)					
	高額障害福祉サービス費(世帯での所得段階別負担上限)					医療型個別減免(医療、食事療養費と合わせ、上限額を設定)
			事業主の負担による就労継続支援A型事業(雇用型)の減免措置			
生活保護への移行防止(負担上限額を下げる)						
食費・光熱水費	補足給付(食費・光熱水費負担を減免)	食費については実費ですが、通所施設(事業)を利用した場合には、食費の人件費支給による軽減措置が受けられます。	食費の人件費支給による軽減措置		補足給付(食費・光熱水費負担を軽減)	
		補足給付(家賃の助成上限額月額1万円)				